ACSES ニュースレター_２３９３号（2022 年 10 月７日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（25 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇足立区の住宅兼革製品工場が全焼、男性１人の遺体…連絡つかない７５歳か〈新聞報道〉
◇その他の事故、事件
・消費者安全法の重大事故等に係る公表について〈消費者庁〉
・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について〈消費者庁〉
・がんセンター病院の技術部長逮捕　収賄容疑、神奈川県警〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・過労死ライン未満でも労災　保健施設勤務の男性、愛知〈Web 報道〉
・樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意－乳幼児が手指の先を切断する事故が発生しています－〈国民生活センター〉
□大災害、原発事故対策
[災害対策]
・誤発信、訓練情報の未消去が原因　Jアラート、東京都島しょ部へ〈Web報道〉
[原子力施設全般]
・原発の廃炉を監督する認可法人を設置へ　国の管理下で資金確保〈新聞報道〉
・原発の運転期間延長へ、法改正を検討　経産省の積極関与も想定か〈新聞報道〉
・原発運転延長の対応検討へ　年末までに原子力規制委／原発運転最長60年規定を削除へ　政府方針で原子力規制委員長〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇マスコミ報道
[3] 輸出貿易管理
◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第 328 号）〈官報〉
◇輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 78 号）〈官報〉
[4] 健康安全
◇教員のメンタル対策強化　病気休職、教委で原因分析―文科省〈Web 報道〉
[5] 温暖化対策関係
◇30 年までに温室ガス 25%減　IMF、パリ協定達成に〈Web 報道〉
◇政府や議員の行動「不十分」66%　気候変動・不平等、15～17 歳調査〈Web 報道〉
[6] 環境安全関係
◇（仮称）新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
[7] 調査、公募、意見募集等
[公募結果、意見募集結果]　１件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　６件　　[開催記録、報告、資料等]　１件
[9] 海外の化学物質管理情報

萩（ハギ）

〇国際：１件　　〇欧州：11 件　　〇米国：16 件　　〇カナダ：３件　　〇韓国：１件
〇オーストラリア：２件
[10] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件
[付録]
◇樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意－乳幼児が手指の先を切断する事故が発生しています－<国民生活センター>
◇日本の競争力は世界 29 位　デジタル分野、過去最低に<Web 報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇足立区の住宅兼革製品工場が全焼、男性１人の遺体…連絡つかない７５歳か
＜読売新聞　2022 年 10 月 6 日＞
https://www.yomiuri.co.jp/national/20221005-OYT1T50181/
　５日午後１時３５分頃、東京都足立区興野の住宅兼革製品加工工場から出火。木造平屋建て約１８０平方メートルを全焼したほか、隣接する事務所や住宅計３棟の外壁などを焼いた。火元の工場部分の焼け跡から男性の遺体が見つかり、警視庁西新井署は、遺体が連絡のつかない住人の小貝健一さん（７５）とみて身元の確認を進めるとともに出火原因を調べている。
　発表によると、小貝さんは出火当時、８０歳代の姉と工場内で作業中で、姉も顔などにやけどを負った。

◇その他の事故、事件

・消費者安全法の重大事故等に係る公表について
＜消費者庁　2022 年 10 月 6 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030489/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221006_01.pdf
　　生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案：100 件
　　うち重大事故等として通知された事案：25 件

・消費者安全法の重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データバンクの登録について
＜消費者庁　2022 年 10 月 6 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030490/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms201_221006_02.pdf
　1. 事故情報　(1)事故情報(下記(2)を除く)：９件
　　(2)事故情報(食中毒情報)：４件
　2. リコール・自主回収情報
　　(1)リコール・自主回収情報(食品関係)：60件
　　(2)リコール・自主回収情報(食品関係以外)：２件

・がんセンター病院の技術部長逮捕　収賄容疑、神奈川県警
＜共同通信　2022 年 10 月 5 日＞　https://nordot.app/950334647451353088?c=39546741839462401
　国立がん研究センター中央病院（東京）の医療機器の調達を巡り、業者からタブレット端末など（計約 97 万円

相当）を受け取ったとして、神奈川県警は５日、収賄の疑いで同病院放射線技術部長の麻生智彦容疑者（56）＝埼玉県上尾市＝を逮捕した。また贈賄の疑いで医療システム開発会社「メディカルクリエイト」前社長の岡部幸夫容疑者（65）＝広島市西区＝を逮捕した。認否を明らかにしていない。

捜査２課や病院ホームページによると、麻生容疑者は医療情報技師で、みなし公務員。同課は、放射線部門で新たに導入する医療機器や管理システムの発注内容を実質的に決める権限を持っていたとみている。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・過労死ライン未満でも労災　保健施設勤務の男性、愛知

＜共同通信　2022年10月5日＞　https://nordot.app/950217687100145664?c=39546741839462401

愛知県東浦町の保健施設に勤務し、2019年に死亡した男性＝当時（53）＝について、愛知労働者災害補償保険審査官が「過労死ライン」に満たない残業時間で労災認定していたことが５日、遺族の代理人弁護士への取材で分かった。半田労働基準監督署（同県半田市）が21年３月に遺族からの労災申請を退けたが、今年３月、新基準に基づき労災と認められた。

遺族側は、男性の死亡は上司のパワハラも原因だったとして、施設側に損害賠償を求め、名古屋地裁に提訴している。

代理人によると、男性は「あいち健康の森健康科学総合センター」で高齢者の健康状態の評価システム開発などに従事していた。

・樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意

ー乳幼児が手指の先を切断する事故が発生しています－

＜国民生活センター　2022年10月5日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221005_1.html

---------＞ 末尾［付録］

□*大災害、原発事故対策*

［災害対策］

・誤発信、訓練情報の未消去が原因　Ｊアラート、東京都島しょ部へ

＜共同通信　2022年10月5日＞　https://nordot.app/950302599584284672?c=39546741839462401

磯崎仁彦官房副長官は５日の記者会見で、北朝鮮の弾道ミサイル発射を巡り、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）を東京都島しょ部に誤送信したのは、過去の訓練での送信先情報が消去されず残っていたのが原因だと説明した。同日中に修正作業を終了する見込み。一方、自民党会合では、運用を巡って非難が続出した。首相周辺は「今後もミサイル発射が続く」とみており、今後の有事対応に不安を残した。

ミサイルが発射されたのが４日午前７時22分ごろ。政府は５分後に北海道と東京都島しょ部で避難を呼びかけるＪアラートを発信。ただ島しょ部は警戒する必要がなかったにもかかわらず発信された。

［原子力施設全般］

・原発の廃炉を監督する認可法人を設置へ　国の管理下で資金確保

＜朝日新聞　2022年10月5日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQB56DL2QB5ULFA00K.html

経済産業省は５日、原発の廃炉にかかる資金管理などを行う認可法人を設ける方針を明らかにした。大手電力会社に拠出金の支払いを義務づけるほか、廃炉に関するノウハウを共有させて作業の効率化をめざすという。国の関与を強め、今後本格化する廃炉作業が円滑に進むようにする。

この日の経産省の審議会で中間報告案をまとめた。廃炉は電力会社の責任で行うという従来の方針は維持したうえで、認可法人が全体の計画を管理する。

いまは廃炉費用は、原発を持つ大手電力がそれぞれ引当金を計上しているが、認可法人に拠出金を納付する方式に改める。廃炉に必要な技術を共同で開発するなど効率化も進める。電力自由化や燃料価格の高騰で電力会社の業績は悪化しており、十分な資金が確保できなくなった場合には、認可法人への公的資金の投入も可能になるという。

事故を起こした東京電力福島…

・原発の運転期間延長へ、法改正を検討　経産省の積極関与も想定か

＜朝日新聞　2022 年 10 月 6 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQB56QN1QB5ULFA00R.html

経済産業省は原則 40 年と定めている原発の運転期間について、電力の安定供給などを理由に延ばせるようにする法改正の検討に入った。運転期間を定める原子炉等規制法（炉規法）や電力の安定供給を定めた電気事業法、原子力基本法を一括で改正する方向で調整している。

もともと原発に運転期間の上限規定はなかったが、東京電力福島第一原発事故の教訓から安全規制の柱として定めた。所管も推進官庁の経産省から、事故後に発足した原子力規制委員会に移した経緯がある。推進官庁の経産省が運転期間の延長に関わるようになれば、規制の「独立」が揺らぎ、安全性の問題にもなりかねない。

運転期間の延長は、岸田文雄首相が 8 月に検討を指示した。経産省の審議会で議論しており、年内にも結論を出す。ただ、運転延長には世論の反発も予想され、経産省は与党などと調整しながら慎重に判断する。早ければ来年の通常国会に改正法案を提出したい考えだ。

原発の運転期間は、原発事故後、炉規法の改正で原則 40 年となった。規制委が認可すれば最長 20 年延長できる。

経産省はまず、原子力政策の原則を定める原子力基本法と、経産省が所管する電気事業法を改正する案を検討している。具体的には、原子力基本法の目的規定にエネルギーの安定供給や脱炭素の観点を加える。電気事業法には、中長期の電力需給を踏まえて延長の必要性を経産相が判断するなどの規定を入れることを想定している。

炉規法を所管する規制委は…

・原発運転延長の対応検討へ　年末までに原子力規制委

＜共同通信　2022 年 10 月 5 日＞　https://nordot.app/950238736551084032?c=39546741839462401

原子力規制委員会は 5 日、政府が最長 60 年と規定される原発の運転期間延長を検討することを受け、安全性をどう確認するかなど、法整備を含めた規制委側の対応方針を年末までに検討することを決めた。山中伸介委員長は「厳正な規制が損なわれないような検討をしてほしい」と述べた。

規制委は同日の定例会合で、経済産業省資源エネルギー庁の担当者から、政府の検討状況について聴取。同庁の担当者は、電力の安定供給や脱炭素促進などに向け、原発を最大限活用する観点から検討し、年内に結論を出す方針を説明。法的な整備が必要になるが、運転期間の上限は今後検討するとした。

・原発運転最長 60 年規定を削除へ　政府方針で原子力規制委員長

＜共同通信　2022 年 10 月 5 日＞　https://nordot.app/950367222118465536?c=39546741839462401

原子力規制委員会の山中伸介委員長は 5 日の記者会見で、原発の運転期間を原則 40 年、最長 60 年とするルールが原子炉等規制法から削除される見通しを示した。電力の安定供給や脱炭素促進などに向け、原発を最大限活用する岸田政権の方針に沿う対応で、議論になる可能性がある。

経済産業省が同日、運転期間に関しては利用政策を扱う経産省所管の法律で定め直す方針を示し、規制委側は容認した。規制委は運転期間にかかわらず、老朽化した原発の安全性が維持されているかどうかを原発ごとに確認する仕組みを整える。

****

[2] ***[特集] 新型コロナウイルス感染症***

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和４年10月６日版）

＜厚生労働省　2022年10月6日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28418.html

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022年10月6日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28413.html

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2022 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D-qNiVNRuxYlV2edY

［対策・予防］

◇*ワクチン、検査薬、治療薬等*

・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 312 号）

［官報］ 令和４年 10 月６日 号外 第 214 号 ７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221006/20221006g00214/20221006g002140007f.html

○厚生労働省告示第 312 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年 10 月６日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量
（略）
生物学的製剤
<table>
<tr><th>検定を受けるべき医薬品</th><th>手数料</th><th>試験品の数量</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（SARＳ－ＣｏＶ－２）</td><td>86,600 円</td><td>容量が 0.4mL、0,45mL、1.3mL、2.25mL、2,5mL 又は５mL であるとき。
１本</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量
（略）
生物学的製剤
<table>
<tr><th>検定を受けるべき医薬品</th><th>手数料</th><th>試験品の数量</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>コロナウイルス修飾ウリジンＲＮＡワクチン（SARＳ－ＣｏＶ－２）</td><td>86,600 円</td><td>容量が 0,45mL、1.3mL、2.25mL、2,5mL 又は５mL であるとき。
１本</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

・新型コロナウイルスワクチンの特例承認について

＜厚生労働省　2022 年 10 月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D-qSACljzyCl3Y2dY

・第 101 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和４年 10 月５日）を掲載しました

＜厚生労働省　2022 年 10 月５日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=qUw0po_FaYYDeyo7Y

・新型コロナワクチン接種証明書のコンビニ交付参加市町情報を更新しました

＜厚生労働省　2022 年 10 月６日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_certificate.html

・「BA・5」ワクチン特例承認　４歳以下対象品も、全世代接種へ

＜共同通信　2022 年 10 月５日＞　https://nordot.app/950352875113873408?c=39546741839462401

厚生労働省は５日、新型コロナウイルスで現在主流のオミクロン株派生型「BA・5」に対応した米ファイザーの新たなワクチンと、生後６カ月から４歳の子どもを対象とした同社のワクチンを特例承認した。４歳以下に使える新型コロナワクチンは国内で初めてで、ほぼ全世代に接種が広がる。４歳以下のワクチンについて厚労省は 24 日の週から自治体に配送するとしている。

BA・5 対応品は、中国・武漢で当初流行したウイルスに合わせた従来ワクチンに、BA・5 と派生型 BA・4 の両方に対応する成分を混ぜた２価ワクチン。

・モデルナも新ワクチン申請　BA・5 対応品

＜共同通信　2022 年 10 月 5 日＞　https://nordot.app/950245545597747200?c=39546741839462401

米モデルナの日本法人は 5 日、新型コロナウイルスのオミクロン株派生型「BA・5」に対応した新しいワクチンについて、厚生労働省に承認を申請したと発表した。BA・5 は現在主流のウイルス。

申請したのは、従来のワクチンに、BA・5 と派生型 BA・4 の両方に合う成分を混ぜた 2 価ワクチン。18 歳以上が対象。米国では既に緊急使用の許可が出ている。

厚労省はオミクロン株の初期に流行した「BA・1」対応の米ファイザーとモデルナのワクチンを承認し、9 月から接種が始まっている。BA・5 対応品を巡っては、ファイザーも既に承認を申請している。

****

[3] ***輸出貿易管理***

◇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第 328 号）

［官報］　令和 4 年 10 月 6 日　本紙　第 832 号　3～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20221006/20221006h00832/20221006h008320003f.html

あらまし

〇輸出貿易管理令の一部を改正する政令（政令第 328 号）　（経済産業省）

１　経済産業大臣の輸出の許可を要する貨物として、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板又はインゴット、ブールその他のプリフォームを追加する等所要の規定の整備を行うこととした。（別表第一関係）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

３　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行することとした。

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和 4 年 10 月 6 日　　内閣総理大臣　　岸　田文雄

政令第 328 号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第一項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五の項（十）中「、アルキルフェニレンチオエーテル若しくは」を「若しくはアルキルフェニレンチオエーテル又は」に改め、「又はふっ化シリコーン油」を削る。

別表第一の七の項（二十二）中「又は窒化アルミニウムガリウム」を「、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンド」に改める。

別表第一の一五の項（二）中「電波」の下に「若しくは赤外線」を加える。

附 則

（施行期日）

１　この政令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　　西村　康稔

内閣総理大臣　　岸田　文雄

◇輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 78 号）

［官報］ 令和４年10月６日　号外　第214号　1～7頁
https://kanpou.npb.go.jp/20221006/20221006g00214/20221006g002140001f.html

○経済産業省令第78号

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六十九条の五、輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年10月６日　　経済産業大臣　　西村　康稔

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第四条　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～十　［略］ 十一　潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であって、次のいずれかに該当するもの イ　［略］ ロ　潤滑剤として使用することができる材料であって、<u>フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物のうち、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれらの官能基の数の合計が三以上の</u>物質を主成分とするもの ［削る］ ［削る］ ハ・ニ　［略］ 十一～十六　［略］	**第四条**　輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～十　［略］ 十一　潤滑剤として使用することができる材料、振動防止用に使用することができる液体又は冷媒用の液体であって、次のいずれかに該当するもの イ　［略］ ロ　潤滑剤として使用することができる材料であって、<u>次のいずれかに該当する</u>物質を主成分とするもの ㈠　<u>フェニレンエーテル、アルキルフェニレンエーテル、フェニレンチオエーテル、アルキルフェニレンチオエーテル又はこれらの混合物であって、その有するエーテル基、チオエーテル基又はこれらの官能基の数の合計が三以上のもの</u> ㈡　<u>ふっ化シリコーン油であって、二五度の温度において測定した動粘度が五、〇〇〇平方ミリメートル毎秒未満のもの</u> ハ・ニ　［略］ 十一～十六　［略］
第六条　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定	**第六条**　輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定

める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの	一　集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ニ　　［略］	イ～ニ　　［略］
ホ　アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの	ホ　アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）
㈠　アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）	㈠　アナログデジタル変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの
１～５　［略］	１～５　［略］
㈡　［略］	㈡　［略］
へ～ワ　　［略］	へ～ワ　　［略］
二　マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの	二　マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
ホ　マイクロ波用固体増幅器（モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミクサ又はコンバータを除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュール（送受信モジュール及び送信モジュールを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの	ホ　マイクロ波用固体増幅器（モノリシックマイクロ波集積回路増幅器及びハーモニックミクサ又はコンバータを除く。）又はこれを含む組立品若しくはモジュール（送受信モジュール及び送信モジュールを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
㈠　［略］	㈠　［略］
㈡　動作周波数が六・ハギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの	㈡　動作周波数が六・ハギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下であって、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもののうち、次のいずれかに該当するもの
１　動作周波数が六・ハギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が七〇ワット（四八・四五ディービーエム）を超えるもの	１　動作周波数が六・ハギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であって、ピーク飽和出力値が七〇ワット（四八・五四ディービーエム）を超えるもの
２～４　　［略］	２～４　　［略］
㈢～㈤　　［略］	㈢～㈤　　［略］
へ～ヲ　　［略］	へ～ヲ　　［略］
ワ　周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの	ワ　周波数シンセサイザーを用いた組立品のうち、次のいずれかに該当するもの
㈠～㈣　［略］	㈠～㈣　［略］
㈤　三七ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、ニーニギガヘルツを超	㈤　三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、ニーニギガヘルツを超

えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの	えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの
㈥　七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの	㈥　削除
㈦　［略］	㈦　［略］
カ　［略］	カ　［略］
三～十二　［略］	三～十二　［略］
十三　信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逓倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）	十三　信号発生器であって、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を逓倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）
イ・ロ　［略］	イ・ロ　［略］
ハ　次のいずれかに該当するもの	ハ　次のいずれかに該当するもの
㈠～㈣　［略］	㈠～㈣　［略］
㈤　三七ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、ニーニギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの	㈤　三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、ニーニギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの
㈥　七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの	［新設］
ニ　［略］	ニ　［略］
ホ　デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの	ホ　デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの
㈠・㈡　［略］	㈠・㈡　［略］
㈢　三七ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるもの	㈢　三七ギガヘルツ超七五ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるもの
㈣　七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるもの	㈣　七五ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五・〇ギガヘルツを超えるもの
ヘ　［略］	ヘ　［略］
十四～十七の二　［略］	十四～十七の二　［略］
十八　基板であって、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているもののうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの（ニに該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化	十八　基板であって、当該基板の上に次のいずれかに該当する物質の多層膜の結晶を有し、かつ、当該結晶がエピタキシャル成長されているもののうち、ヘテロエピタキシャル材料となるもの（ニに該当する化合物（窒化ガリウム、窒化インジウムガリウム、窒化アルミニウムガリウム、窒化インジウムアルミニウム、窒化インジウムアルミニウムガリウム、リン化ガリウム、砒化

ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のＰ型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該Ｐ型エピタキシャル層がＮ型層に挟まれていないものを除く。）	ガリウム、砒化アルミニウムガリウム、リン化インジウム、リン化インジウムガリウム、リン化アルミニウムインジウム又はリン化インジウムガリウムアルミニウムに限る。）のＰ型エピタキシャル層を一層以上有するものであって、当該Ｐ型エピタキシャル層がＮ型層に挟まれていないものを除く。）
イ～ニ　［略］	イ～ニ　［略］
ホ　三酸化二ガリウム	［新設］
へ　ダイヤモンド	［新設］
十九～二十一　［略］	十九～二十一　［略］
二十二　炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの半導体基板又はインゴット、プール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの	二十二　炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの半導体基板又はインゴット、プール若しくはその他のプリフォームであって、二〇度の温度における電気抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもの
二十三　多結晶基板又は多結晶セラミック基板であって、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもののうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの	二十三　多結晶基板又は多結晶セラミック基板であって、二〇度の温度における電気の抵抗率が一〇、〇〇〇オームセンチメートルを超えるもののうち、当該基板の表面にシリコン、炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムの非エピタキシャル単結晶層を少なくとも一層以上有するもの
二十四　前二号のいずれかに該当する基板であって、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）	二十四　前二号のいずれかに該当する基板であって、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）
第七条　輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第七条**　輸出令別表第一の八の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）	三　デジタル電子計算機、その附属装置若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、次のロ、ハ又はトのいずれかに該当するもの又はこれらの部分品（次のチからヌまでのいずれかに該当するもの及びこれらの部分品を除く。）
イ　［略］	イ　［略］
ロ　デジタル電子計算機であって、加重最高性能が七〇実効テラ演算を超えるもの	ロ　デジタル電子計算機であって、加重最高性能が二九実効テラ演算を超えるもの

ハ　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が七〇実効テラ演算を超えるもの（最大性能が七〇実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）	ハ　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が二九実効テラ演算を超えるもの（最大性能が二九実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。）
ニ～ヌ　［略］	ニ～ヌ　［略］
四・五　［略］	四・五　［略］
第九条　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第九条**　輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。
一～九の三　［略］	一～九の三　［略］
十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの	十　レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であって、次のいずれかに該当するもの
イ～ハ　［略］	イ～ハ　［略］
ニ　レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの	ニ　レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
㈠　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの	㈠　半導体レーザー発振器であって、次のいずれかに該当するもの
１　［略］	１　［略］
２　多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの	２　多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであって、次のいずれかに該当するもの
一　一・四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの	一　一・四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであって、平均出力又は持続波の定格出力が一五ワットを超えるもの
二・三　［略］	二・三　［略］
３～５　［略］	３～５　［略］
㈡～㈥　［略］	㈡～㈥　［略］
ホ・ヘ　［略］	ホ・ヘ　［略］
十の二～十二　［略］	十の二～十二　［略］
十三　レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）	十三　レーダーであって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（二次監視レーダー、民生用自動車レーダー、気象レーダー、国際民間航空機関の定める標準に準拠した精測進入レーダー及びこれらの部分品（レーダーの部分品であって航空管制用の表示装置を含む。）を除く。）
イ～ヌ　［略］	イ～ヌ　［略］
ル　次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの	ル　次のいずれかに該当するパルス圧縮技術を利用するもの
㈠　［略］	㈠　［略］
㈡　圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの	㈡　圧縮パルス幅が二〇〇ナノ秒未満のもの

（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の１から５までの全てに該当するものを除く。） １　パルス圧縮比が一五〇以下のもの ２・３　［略］ ４　ピーク出力が二五〇ワット以下のもの ５　［略］ ヲ　次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの（船舶航行サービスのために設計された装置又はその部分品を除く。） ㈠～㈣　［略］ 十三の二～十六　［略］	（航海用二次元レーダー又は船舶航行サービス用二次元レーダーであって、次の１から５までの全てに該当するものを除く。） １　パルス圧縮比が一五〇未満のもの ２・３　［略］ ４　ピーク出力が二五〇ワット未満のもの ５　［略］ ヲ　次のいずれかに該当するデータ処理技術を利用するもの（船舶航行サービスのために用いられる装置又はその部分品を除く。） ㈠～㈣　［略］ 十三の二～十六　［略］
第十条　輸出令別表第一の一一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～六　［略］ 七　水中ソテー航法装置であって、方位情報を用い、かつ、ドップラー速度ログ若しくは相関速度ログを用いるもののうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パーセント以下のもの又はその部分品 八・九　［略］	**第十条**　輸出令別表第一の一一の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～六　［略］ 七　水中ソテー航法装置であって、方位情報を用い船首センサーを組み込み、かつ、ドップラー速度ログ若しくは相関速度ログを用いるもののうち、位置精度が平均誤差半径で移動した距離の三パーセント以下のもの又はその部分品 八・九　［略］
第十二条　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～三　［略］ 四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であって、次のいずれかに該当するもの イ～ヘ　［略］ 四の二　航空機であって、宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体又は準軌道用の飛しょう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの 四の三～十の二　［略］ 十一　次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。） イ・ロ　［略］ ハ　超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置 十一～二十　［略］	**第十二条**　輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一～三　［略］ 四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの イ～ヘ　［略］ 四の二　航空機であって、宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したもの 四の三～十の二　［略］ 十一　次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。） イ・ロ　［略］ ハ　超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置 十一～二十　［略］
第十四条　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。	**第十四条**　輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］ 二　電波若しくは赤外線の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの イ　電波の吸収材として使用するように特に設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料でないものを除く。 ㈠　磁性を有していない繊維状の吸収材 ㈡　磁気損失により電波を吸収するものでないものであって、入射面が平面状でない吸収材 ㈢　平面状の吸収材であって、次の１から３までのすべてに該当するもの １　次のいずれかに該当するものからなるもの 一　炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いた材料又は有機物を用いた材料であって、次のイ及びロに該当するもの イ・ロ　［略］ 二　セラミックを用いた材料であって、次のイ及びロに該当するもの イ・ロ　［略］ ２・３　［略］ ㈣　焼結したフェライトからなる平面状の吸収材であって、次の１及び２に該当するもの １・２　［略］ ㈤　連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された平面状の吸収材であって、密度が〇・一五グラム毎立方センチメートル以下のもののうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの ロ　近赤外線の吸収材として使用するように特に設計したものであって、波長が八一〇ナノメートル超二、〇〇〇ナノメートル未満のもの（周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの ハ　［略］ 三～十一　［略］ **第十八条**　［略］ ２・３　［略］ ４　外為令別表の六の項（四）の経済産業省令で定める技術は、超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計	一　［略］ 二　電波の吸収材又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの イ　電波の吸収材として使用するように設計したものであって、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであって、塗料に混入していないものを除く。 ㈠　磁性を有していない繊維状のもの ㈡　磁気損失により電波を吸収するものでないもの（板状のものを除く。） ㈢　板状の吸収材であって、次の１から３までのすべてに該当するもの １　次のいずれかに該当するものからなるもの 一　炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いたもの又は有機物を用いたものであって、次のイ及びロに該当するもの イ・ロ　［略］ 二　セラミックを用いたものであって、次のイ及びロに該当するもの イ・ロ　［略］ ２・３　［略］ ㈣　焼結したフェライトからなる板状の吸収材であって、次の１及び２に該当するもの １・２　［略］ ㈤　連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された板状の吸収材であって、密度が〇・一五グラム毎立方センチメートル以下のもののうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの ロ　電波の吸収材として使用するように特に設計したものであって、波長が八一〇ナノメートル超二、〇〇〇ナノメートル未満のもの（周波数が一五〇テラヘルツ超三七〇テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの ハ　［略］ 三～十一　［略］ **第十八条**　［略］ ２・３　［略］ ４　外為令別表の六の項（四）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

に係る技術（プログラムを除く。）とする。	
［削る］	一　超塑性成形、拡散接合又は直圧式液圧プレスによる金属の加工用の工具（型を含む。）の設計に係る技術（プログラムを除く。）
［削る］	二　金属の加工を行うためのデータであって、次のいずれかに該当するもの イ　アルミニウム合金、チタン合金又は超合金の超塑性成形による加工に係るものであって、加工材料の表面処理、歪率、温度又は圧力に係るもの ロ　超合金又はチタン合金の拡散接合による加工に係るものであって、加工材料の表面処理、温度又は圧力に係るも ハ　アルミニウム合金又はチタン合金の直圧式液圧プレスによる加工に係るものであって、圧力又はサイクルタイムに係るもの ニ　チタン合金、アルミニウム合金又は超合金の鋳造品の内部の巣を一〇二度を超える温度ですべての方向から同一の圧力を加えることにより縮小させることに係るものであって、温度、圧力又はサイクルタイムに係るもの
５　［略］	５　［略］
第十九条　［略］	**第十九条**　［略］
２　［略］	２　［略］
３　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一～五　［略］ 六　ゲートオールアラウンド電界効果トランジスタ（ＧＡＡＦＥＴ）の構造を有する集積回路を設計するために特に設計したＥＣＡＤプログラムであって、次のいずれかに該当するもの イ　レジスタ転送レベル（ＲＴＬ）をＧＤＳＵ又はこれと同等のデータベースファイル形式に実装するために特に設計したもの ロ　設計する集積回路内のデータ処理における消費電力又はデータを転送するまでに要する時間を最適化するために特に設計したもの	３　外為令別表の七の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一～五　［略］ ［新設］
４　［略］	４　［略］
５　外為令別表の七の項（五）　の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一～三　［略］ 四　電子機器の部分品として用いる基板であって、ダイヤモンド、炭化けい素又は酸化ガリウムを用いたものの設計又は製造に係る技術	５　外為令別表の七の項（五）　の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一～三　［略］ 四　電子機器の部分品として用いる基板であって、ダイヤモンドからなる薄膜又は炭化けい素を用いたものの設計又は製造に係る技術

（プログラムを除く。） 五　［略］ **第二十条**　［略］ ２　外為令別表の八の項㈡の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。 一　次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） イ　［略］ ロ　加重最高性能が一六実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下のもの 二　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） 三　次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。） イ　［略］ ロ　加重最高性能が一六実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下のもの 四　［略］ 五　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超七〇実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。） 六・七　［略］ **第二十五条**　［略］ ２　［略］ ３ 外為令別表の一三の項㈢の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一　［略］ 二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの	（プログラムを除く。） 五　［略］ **第二十条**　［略］ ２　外為令別表の八の項㈡の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するもの（第三号から第七号までに該当する技術（プログラムを除く。）であって、セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。）とする。 一　次のいずれかに該当するデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） イ　［略］ ロ　加重最高性能が一六実効テラ演算超二九実効テラ演算以下のもの 二　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超二九実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。） 三　次のいずれかに該当するデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。） イ　［略］ ロ　加重最高性能が一六実効テラ演算超二九実効テラ演算以下のもの 四　［略］ 五　デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が一五実効テラ演算超二九実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術（プログラムを除く。） 六・七　［略］ **第二十五条**　［略］ ２　［略］ ３ 外為令別表の一三の項㈢の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。 一　［略］ 二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム イ　燃焼器であって、次のいずれかに該当するものを有するもの

㈠～㈣　［略］ ㈤　プレッシャーゲイン燃焼を利用したもの ロ～ヌ　［略］ ル　本号イ、ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であって、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技術 ㈠・㈡　［略］ ヲ　［略］ 三・四　［略］ ４・５　［略］	㈠～㈣　［略］ ［新設］ ロ～ヌ　［略］ ル　本号ニ又は第二十七条第六項第一号に該当するいずれかの技術（プログラムを除く。）を用いたガスタービンエンジンの部分品における冷却孔であって、次のいずれかに該当するものの穴あけ加工に必要な技術 ㈠・㈡　［略］ ヲ　［略］ 三・四　［略］ ４・５　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

****

[4] ***健康安全***

◇教員のメンタル対策強化　病気休職、教委で原因分析―文科省

＜共同通信　2022年10月6日＞

https://www.jiji.com/jc/article?k=2022100500828&g=soc&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

文部科学省は、公立学校教員のメンタルヘルス対策を強化する。精神疾患で病気休職している教員について原因を分析。対策を考えて実行し、効果を検証する。都道府県・政令市の教育委員会に委託して２０２３～２５年度の３年間で調査研究を行う。２３年度予算概算要求に関連経費９０００万円を新規計上した。

文科省調査によると、毎年度５０００人前後の教職員が精神疾患で休職している。２０年度は５１８０人に上り、在職者に占める割合は０．５６％。休職によって授業に影響が出たり、他の教員の負担が重くなったりする問題も深刻だ。

文科省は１２年度、教員の精神疾患休職の原因分析を大学へ委託して実施。残業時間の多さや保護者対応の難しさが精神の不調につながっていると結論付けた。これを受け同省はこれまで毎年、メンタル対策や働き方改革を求める通知を教委に出してきた。

今回は、より現場に即した対策を講じるため、全国７カ所の教委を選び、それぞれ原因分析と対策検討を行ってもらう。２３年度は各教委に約１３００万円の事業費を配る。具体的な対策は現場のアイデアに任せるが、文科省担当者は「精神疾患は一度発症すると、復帰しても再発可能性が高くなる」と指摘。発症前の予防と発症後のケアを両方考えてほしいと話す。

想定される対策としては、ストレスがたまっているかどうか教員自身で確認するセルフチェック▽管理職による各教員の状況把握▽オンライン面談など相談体制の整備▽カウンセラーの配置―などがあるという。同省はこの事業とは別に働き方改革として、教員の代わりに事務作業を担う人材の人数を倍増させる。

****

[5] ***温暖化対策関係***

◇30年までに温室ガス25％減　IMF、パリ協定達成に

＜共同通信　2022年10月5日＞　https://nordot.app/950377473337163776?c=39546741839462401

国際通貨基金（IMF）は5日、産業革命前と比べた気温上昇を1.5度に抑えるとしたパリ協定の目標を達成するには、2030年までに温室効果ガス排出量を22年比で25％減らす必要があるとの見方を示した。炭素税などの活

用を促し、対応が遅れれば経済的な負担が増すと警告した。

日本を含む各国は気候変動対策として、50 年に排出量を実質ゼロとする目標を掲げるが、ロシアによるウクライナ侵攻でエネルギー価格は上昇した。世界では石炭火力発電への回帰の動きがあり、目標達成への道は厳しさを増している。

◇政府や議員の行動「不十分」66%　気候変動・不平等、15～17 歳調査

＜共同通信　2022 年 10 月 6 日＞　https://nordot.app/950487766025027584?c=39546741839462401

気候変動と経済的不平等に対する日本政府や国会議員の行動が「不十分」と認識する子どもの割合が 66%に上ることが 6 日、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（東京）が日本の 15～17 歳に実施したアンケートで分かった。自由記述では「子どもが政治に関わる機会を設けて」などの意見も。

調査は 7 月、インターネットで実施し全国 1085 人から有効回答を得た。気候変動や経済的不平等への取り組みで「行動は不十分でもっと行動をとるべき」との指摘が最も多かったのは、「日本政府・国会議員」の 66%。次いで「市長など自治体や各地域のリーダー」「親や先生、一般の大人たち」などの順だった。

****

[6] ***環境安全関係***

◇（仮称）新潟県北部村上市・胎内市沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年 10 月 6 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00616.html

****

[7] ***調査、公募、意見募集等***

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度地域共創・セクター横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業（二次公募）の公募採択について

＜環境省　2022年10月6日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00664.html

****

[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・食品安全委員会 農薬第二専門調査会（第 22 回）の開催について　　１０月１７日

＜厚生労働省　2022 年 10 月 6 日＞

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai2_senmon_22.html

（１）農薬及び添加物（ジフェノコナゾール）の食品健康影響評価について

（２）その他

・食品安全委員会（第 875 回）の開催について　　10 月 11 日

＜厚生労働省　2022 年 10 月 6 日＞　http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai875.html

（１）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・動物用医薬品　１品目

マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル）

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フルミオキサジン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「アミスルブロム」に係る食品健康影響評価について

・農薬「シメコナゾール」に係る食品健康影響評価について

・農薬「メタアルデヒド」に係る食品健康影響評価について

（３）その他

・第３回　第４期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会（オンライン会議）の開催について

10月12日

＜厚生労働省　2022年10月6日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28393.html

１．特定健診・特定保健指導の見直しの方向性について
２．第４期特定健康診査等実施計画期間における保険者種別の目標値について
３．今後の進め方について
４．その他
・第８回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催します　　10月13日
＜厚生労働省　2022 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/2r9852000001qmw0_00038.html
（1）精神障害の労災認定の基準について
（2）その他
・大学院段階の学生支援のための新たな制度に関する検討会議（第２回）　　10 月 12 日
＜文部科学省　2022 年 10 月 6 日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/120/kaisai/mext_01241.html
1. 米国連邦政府による学生ローンにおける所得連動型の返還制度について
2. 大学院段階の学生支援のための新たな制度について
・中央教育審議会教育振興基本計画部会（第８回）の開催について　　10 月 13 日
＜文部科学省　2022 年 10 月 6 日＞
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo17/kaisai/mext_00007.html
1. 次期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方について

[開催記録、報告、資料等]
・高等教育機関を中心としたデジタル人材育成を産学官が一体となって推進するための文科省・経産省共同の協議会「デジタル人材育成推進協議会」第１回を開催　　9 月 29 日
＜文部科学省　2022 年 10 月 6 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aglbac8o4osmy7bG
****

[9] *海外の化学物質管理情報*　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 603 号　2022 年 10 月 5 日　から＞

〇国際
・Draft Study Report on Applicability of the key event based TG 442D for in vitro skin sensitisation testing of nanomaterials
＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年 9 月 28 日＞
https://www.oecd.org/chemicalsafety/testing/draft-study-report-test-guideline-442D-in-vitro-skin-sensitisation-nanomaterials.pdf
ナノ材料の in vitro 皮膚感作試験 TG 442D の適用に関して研究報告書草案が公開された。 意見募集は 2022/11/07。

〇欧州
・SCCS - Minutes of the Working Group meeting on Nanomaterials in Cosmetic Products of 21 September 2022
＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 26 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/sccs-minutes-working-group-meeting-nanomaterials-cosmetic-products-21-september-2022-2022-09-26_en
標記に関する SCCS（Scientific Committee on Consumer Safety）の作業部会の 議事録が公開された。
・SCHEER - Minutes of the Working Group meeting on Electromagnetic fields (EMF) II of 20 September 2022
＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 26 日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-working-group-meeting-electromagnetic-fields-emf-ii-20-september-2022-2022-09-26_en
標記に関する 9 月 20 日の SCHEER（Scientific Committee on Health, Environmental andEmerging）の作業部会の議事録が公開された。
・Circular economy: Commission takes action to reduce waste from single-use plastics
＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 29 日＞　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5731

標記の記事が掲載された。

・G/TBT/N/EU/929

Draft Commission Implementing Decision not approving 2,2-Dibromo-2-cyanoacetamide (DBNPA) as an existing active substance for use in biocidal products of product-type 4 in accordance with Regulation(EU)No528/2012 of the European Parliamentand of the Council

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 29 日＞

https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F929

標記の決議案に関する WTO/TBT 通報が掲載された。 対象物質は、2,2-Dibromo-2-cyanoacetamide (DBNPA)。意見募集は 2022/11/28 まで。

・SCHEER - Minutes of the Working Group meeting on Draft Environmental Quality Standards for the Water Framework Directive Priority Substances of 21 September 2022

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 29 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-working-group-meeting-draft-environmental-quality-standards-water-framework-directive-2022-09-29_en

標記に関する 9 月 21 日の SCHEER の作業部会の議事録が公開された。

・SCHEER - Minutes of the Working Group meeting on the protection of Animals of 14 September 2022

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 30 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-minutes-working-group-meeting-protection-animals-14-september-2022-2022-09-30_en

標記に関する 9 月 14 日の SCHEER の作業部会の議事録が掲載された。

・SCHEER - Preliminary Opinion open for comments on "Draft Environmental Quality Standards for Priority Substances under the WFD" - Nonylphenol (Deadline: 28 October 2022)

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 30 日＞

https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-preliminary-opinion-open-comments-draft-environmental-quality-standards-priority-substances-2022-09-30_en

標記に関する SCHEER の予備的な意見が公開された。意見募集は 2022/10/28 まで。

・QSAR Toolbox extension broadens possibilities for animal-free chemicals assessment

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 27 日＞

https://echa.europa.eu/-/qsar-toolbox-extension-broadens-possibilities-for-animal-free-chemicals-assessment

QSAR Toolbox の機能拡張について掲載された。

・ECHA Weekly - 28 September 2022

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 28 日＞

https://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-214

＜REACH＞

〇Assessment of regulatory needs reports published

2 物質群の規制ニーズ評価レポートについて

〇Commission decisions on applications for authorisation

1 物質の認可の決定について

＜CLP＞

〇New proposals to harmonise classification and labelling

2 物質に関する提案について

・Current calls for comments and evidence

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 28 日＞　https://www.echa.europa.eu/calls-for-comments-and-evidence

消費者向け混合物中の皮膚感作性物質に関するエビデンスの募集について 期限が 2022/9/30 から 10/31 に延期された。

・ECETOC workshop report sets out steps required to increase acceptance of mathematical modelling in chemical

safety assessments

＜欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)　2022 年 9 月 29 日＞

https://www.ecetoc.org/news/ecetoc-workshop-report-sets-out-steps-required-to-increase-acceptance-of-mathematical-modelling-in-chemical-safety-assessments/

標記のワークショップ報告に関するニュースが掲載された。

○米国

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Emission Guidelines for Existing Commercial and Industrial Solid Waste Incineration Units (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 27 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/27/2022-20876/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-emission

標記のとおり、固形廃棄物燃焼装置の排出ガイドラインに関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/10/27 まで。

・G/TBT/N/USA/1735/Add.2

Phasedown of Hydrofluorocarbons: Notice of Grant of Request To Extend Compliance Date for Requirements To Control Emissions of Hydrofluorocarbon-23

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 28 日＞

https://epingalert.org/en/Search/Index?distributionDateFrom=2022-09-26&distributionDateTo=2022-09-30&viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1735%2FAdd.2

Hydrofluorocarbon-23 の段階的廃止に関する WTO/TBT 通報が掲載された。

・EPA Announces Billions in Economic Benefits from Resource Conservation and Recovery Act Cleanups at Hazardous Waste Facilities Across the Nation

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 28 日＞

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-billions-economic-benefits-resource-conservation-and-recovery-act

資源保全回収法(RCRA)是正措置プログラムに関する標記の通知が掲載された。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for the Wood Building Products Surface Coating Industry (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 28 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/28/2022-21018/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for

標記のとおり、NESHAP（National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants）に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。 追加の意見募集は 2022/10/28 まで。

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (19-4.F); Correction

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 29 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/29/2022-20983/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-19-4f-correction

TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則の修正が官報公示された。

この規則は 2022/09/29 に発効する。

WTO/TBT 通報

https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1545%2FAdd.2%2FCorr.1

・Significant New Use Rules on Certain Chemical Substances (21-2.5e)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 29 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/29/2022-21042/significant-new-use-rules-on-certain-chemical-substances-21-25e

TSCA に基づく重要新規利用規則（SNUR）を発行する最終規則が官報公示された。この規則は 2022/11/28 に発効する。
WTO/TBT 通報　→ https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1807%2FAdd.1

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Area Sources: Asphalt Processing and Asphalt Roofing Manufacturing (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 29 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/29/2022-21120/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり、NESHAP に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。 追加の意見募集は 2022/10/31 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval;Comment Request; NESHAP for Area Sources: Primary Copper Smelting, Secondary Copper Smelting, and Primary Nonferrous Metals-Zinc, Cadmium, and Beryllium (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 29 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/29/2022-21121/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり、NESHAP に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。 追加の意見募集は 2022/10/31 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Group I Polymers and Resins (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 29 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/29/2022-21122/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for
標記のとおり、NESHAP に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。 追加の意見募集は 2022/10/31 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Continuous Release Reporting Requirement Including Analysis for Use of Continuous Release Reporting Form (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 29 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/29/2022-21169/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-continuous
標記のとおり、CRRR(Continuous Release Reporting Requirement)に関する情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。追加の意見募集は 2022/10/31 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request, Distribution of Offsite Consequence Analysis Information Under the Clean Air Act (CAA), as Amended

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 29 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/29/2022-21185/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-distribution
標記のとおり、CAA(Clean Air Act)に関する情報収集要求（ICR）の更新案が 官報公示された。追加の意見募集は 2022/10/31 まで。

・EPA Finalizes Environmental Justice Action Plan for Land Protection and Cleanup Programs

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 30 日＞
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-finalizes-environmental-justice-action-plan-land-protection-and-cleanup-programs
標記のニュースが掲載された。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; Solid Waste Disposal Facility Criteria (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 30 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/30/2022-21238/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-solid-waste
標記のとおり、情報収集要求（ICR）の更新案が官報公示された。 追加の意見募集は 2022/10/31 まで。

・Notice of Meeting of the EPA Children's Health Protection Advisory Committee
＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 30 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/30/2022-21275/notice-of-meeting-of-the-epa-childrens-health-protection-advisory-committee
標記の開催通知が掲載された。開催日は 2022/12/01～12/02。
・G/TBT/N/USA/1923
2022 Liquid Chemical Categorization Updates
＜米国　2022 年 9 月 28 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1923
Department of Homeland Security (DHS)より、標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/12/21 まで。
・アメリカ環境保護庁、汚染防止プログラムにおける約 1200 万ドルの助成先を選定（アメリカ／2022.09.08 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 9 月 26 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=48107&oversea=1

○カナダ

・The proposed order adding Solvent Violet 13 to Schedule 1 to the Canadian Environmental Protection Act, 1999 was published for a 60-day public comment period ending on November 30, 2022.
＜カナダ　2022 年 10 月 1 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/anthraquinones-group.html
標記物質を環境保護法の Schedule 1（有害物質リスト）に追加する提案が公開され、60 日間の意見募集が開始された。期限は 2022/11/30。
・The proposed order adding phenol, 2-(1-methylpropyl)-4,6-dinitro- to Schedule 1 to the Canadian Environmental Protection Act, 1999 was published for a 60-day public comment period ending on November 30, 2022.
＜カナダ　2022 年 10 月 1 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/dinoseb.html
標記物質を環境保護法の Schedule 1（有害物質リスト）に追加する提案が公開され、60 日間の意見募集が開始された。期限は 2022/11/30。
・The Final Screening Assessment for Protein Derivatives and Yeast Extract Group was published.
＜カナダ　2022 年 10 月 1 日＞
https://www.canada.ca/en/health-canada/services/chemical-substances/chemicals-management-plan-3-substances/protein-derivatives-yeast-extract-group.html
標記の最終スクリーニング評価結果が公表された。

○韓国

・G/TBT/N/KOR/1105
Proposed amendments to the "Regulation on Safety Standards etc. of Cosmetics"
＜韓国　2022 年 9 月 28 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FKOR%2F1105
標記に関する WTO/TBT 通報が掲載された。意見募集は 2022/11/27 まで。

○オーストラリア

・Consultation on proposed Rules changes for chemical introductions of 10 kg or less
＜オーストラリア　2022 年 9 月 26 日＞
https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/consultation-proposed-rules-changes-chemical-introductions-10-kg-or-less

標記の規則の変更案に関する意見募集が掲載された。期限は 2022/10/11 まで。

・Variation of Inventory listing following revocation of CBI approval- 27 September 2022

＜オーストラリア　2022 年 9 月 27 日＞

https://www.industrialchemicals.gov.au/news-and-notices/variation-inventory-listing-following-revocation-cbi-approval-27-september-2022

2 物質の秘密企業情報（CBI）として扱われる工業化学品名称の承認が 取り消されたことを受け、インベントリ情報が変更された。

****

[10] *その他*

◇インフルエンザ、感染症関係

・サル痘の患者の発生について

＜厚生労働省　2022 年 10 月 6 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3YRFc_NJ4q5y_kBY

****

[付録]

◇樹脂製の折りたたみ式踏み台での指挟みに注意

ー乳幼児が手指の先を切断する事故が発生しています－　　*上記［1］関係*

＜国民生活センター　2022 年 10 月 5 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221005_1.html

一般家庭において、高い場所にあるものを取るときに、脚立や踏み台などを使うことがあります。近年、家具や家電と壁の狭い隙間に折りたたんで収納しておき、使用時に展開する樹脂製の折りたたみ式踏み台（以下、「折りたたみ式踏み台」とします。）がホームセンターや雑貨店等で販売されています。

昨年、折りたたみ式踏み台につかまり立ちをしていた乳児が、折りたたみ式踏み台にできていた隙間に手指の先端が挟まれ、切断したという事故が発生し、消費生活センターからテスト依頼を受けたほか、医療機関ネットワークにも同様な事象により幼児が手指を負傷したとの事例が寄せられています。

そこで、このような折りたたみ式踏み台について、構造や各可動部付近で手指を挟む可能性を調べ、特に乳幼児における事故の再発防止のため、消費者に注意喚起することとしました。

折りたたみ式踏み台とは

折りたたみ式踏み台は、主として樹脂が用いられているため軽く、天板や脚部を折りたたんで狭い隙間に収納できます。使用する状態では、広げられた脚部上で天板が水平になる構造で、上に乗ることができるようになっています。

医療機関ネットワークに寄せられた事故情報

医療機関ネットワークに寄せられた事故情報には、幼児が折りたたみ式踏み台に手指をかけている際に折りたたまれて負傷したと考えられるものがあり、そのうちの事例を紹介します。

【事例 1】

保護者が座面の取っ手部分を持ってたたんだ際に、児の手指が挟まれた。

【事例 2】

きょうだいが強く引っ張ったところ、折りたたまれて児の手指が挟まれ切断された。

消費生活センターからの依頼により実施した商品テストの事例

消費生活センターから依頼を受け商品を調査したところ、折りたたみ式踏み台の天板と脚部の隙間に手指が入り、挟まれて受傷した可能性が考えられました。

テスト結果

・乳幼児の力で天板を持ち上げる可能性の調査

□ 乳幼児の力でも容易に天板を持ち上げることができ、これにより天板と脚部の隙間を広げる可能性があると考えられました。

・乳幼児の手指が侵入する隙間の有無の調査

折りたたみ式踏み台の隙間に、6 カ月児及び 6 歳児の手指の太さに相当する太さのプローブを挿入することで、乳幼児の手指を挟み込む可能性があるか調べました。

□ 使用状態に展開すると、手指を挟み込む可能性のある隙間がありました。
□ 収納状態に折りたたんでいくと、手指を挟み込む可能性のある隙間が現れました。

・隙間に手指を挟み込んだ場合に受傷する可能性の調査

□ 1歳児が天板付近につかまり立ちすると、折りたたみ式踏み台の高さが低いほど上から体重をかけるような姿勢になりました。
□ 挟まれる箇所によっては、天板に乳幼児自身の力や体重がかかった場合でも、大人の手指に裂傷を負う可能性がありました。
□ 折りたたみや展開の途中で狭い隙間に手指を挿し込むと、先端に裂傷を負う可能性がありました。

・表示の調査

□ 類似の構造であっても、踏み台に、または椅子に限定して使用することを指示する記載がみられるものがありました。
□ 手指等の身体を挟み込んで受傷する危険性について注意事項を記載した銘柄はありませんでした。

消費者へのアドバイス

□ 乳幼児がいるご家庭で踏み台を入手する場合は、可動部やかん合部のない、一体構造や組立式の商品を選択することを検討しましょう。
□ 折りたたみ式踏み台の可動部やかん合部にある隙間に手指を挟まないよう注意しましょう。
□ 乳幼児が折りたたみ式踏み台に触れることがないよう、管理・保管しましょう。

事業者への要望

□ 乳幼児の使用の制限、使用する場合の注意喚起内容の拡充と、手指の挟み込みに関する危険性について周知徹底を要望します。
□ 商品の使用対象として乳幼児を含む場合においては、乳幼児が使用することを考慮した商品の開発を要望します。

インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

□ 消費者及び出品者に対し、折りたたみ式踏み台の隙間で乳幼児が手指を挟み負傷する事故が発生する危険性があることについて、注意喚起の協力を依頼します。

行政への要望

□ 折りたたみ式踏み台により乳幼児が手指を負傷する事故の再発防止のため、乳幼児に触れさせないよう、消費者への注意喚起、啓発を行うよう要望します。
□ 折りたたみ式踏み台により乳幼児が手指を負傷する事故の再発防止のため、乳幼児の手指が隙間に挟まれた場合に重大な事故に至る可能性があることなどを明示して消費者が確認できるよう、事業者への働きかけを要望します。
□ 身体の挟み込みに関する事故を防止するため、規格基準の策定を検討するよう、関係団体や業界への働きかけを要望します。

◇日本の競争力は世界29位　デジタル分野、過去最低に

＜共同通信　2022年10月5日＞　https://nordot.app/950277974264659968?c=39546741839462401

スイスの国際経営開発研究所（IMD）がこのほど発表した2022年の「世界デジタル競争力ランキング」で、日本は人材不足などから29位と、前年より順位を一つ下げた。対象は主な63の国・地域で、日本の順位は17年の調査開始以降、最低となった。

IMDはデジタル分野の「知識」「技術」「将来への備え」の観点から選んだ54項目を採点、集計した。デンマークが前年から三つ順位を上げ、初の世界首位に躍進した。2位は米国、3位はスウェーデン。

アジアでは順位を一つ上げたシンガポール（4位）が最高。韓国（8位）など続き、日本は他のアジア勢にも水をあけられ、低迷ぶりが目立った。

世界デジタル競争力ランキングの各国・地域の順位 [2022年]

1	デンマーク	(4)
2	米　国	(1)
3	スウェーデン	(3)
4	シンガポール	(5)
5	スイス	(6)
6	オランダ	(7)
7	フィンランド	(11)
8	韓　国	(12)
9	香　港	(2)
10	カナダ	(13)
11	台　湾	(8)
⋮		
17	中　国	(15)
⋮		
29	日　本	(28)

※(　)内は前年順位

********** 以上 **********